

# 中澤省一郎のSS経営メールマガジン No2

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

## 第1部 SS関連トピック 「東燃化学が株式会社から合同会社へ組織変更」 第2部 SS経営のちょっと一言①

### 第1部 SS関連トピック 「東燃化学が株式会社から合同会社へ組織変更」

11月2日の第一回のメルマガの配信時に、

「今月はじめには、EMグループより、日本国内のグループ企業の組織変更に関する公表が予想されます。」

と記載しましたが、同日の燃料油脂新聞に「東燃化学、合同会社に変更」という記事が出ました。要旨は

- ①東燃化学が株式会社から合同会社へ12月5日付けで組織変更する。
- ②理由は「業務の効率化」
- ③総資本は10億円で変わらずです。

多くの方から、ご質問を受けましたので、解説します。

皆様は「合同会社」て何なの？とお思いのことと思います。合同会社とは、会社法の改正に伴い、2006年より設立できるようになった、日本版LLCと言われる会社です。(余計わからないと思われるかもしれませんが・・・)

新会社法では、有限会社は設立できなくなり、株式会社に統合され、新たに合同会社が設立できるようになりました。

東燃化学は、東燃ゼネラルの100%子会社です。この会社を株式会社から合同会社へ組織変更する理由は何でしょうか？(会社の種類を変更することを組織変更といいます。)

燃料油脂新聞では、有限会社が設立できなくなったからと解説しておりますが、株式会社を合同会社にするメリット、デメリットはなんでしょうか？

#### <メリット>

##### ①「2重監査が不要に」：監査報酬という経費の節減

東燃化学は、東燃ゼネラルの100%子会社ですので、当然に連結対象ですから、金融商品取引法監査(以下、上場企業監査と言います。)の対象会社であります。会社法では別に公認会計士監査の対象になります。このため、会社は、2種類の法定監査を受けるため、監査報

酬も2重に支払う必要がありますが、合同会社は、会社法監査を受ける必要がありませんので、この監査報酬が節約できます。

②監査役が不要に：監査役報酬が不要に  
株式会社も監査役のない会社を作れるようになりました。しかし、会社法監査を受ける会社は、監査役が義務付けられます。従いまして、合同会社になり、会社法監査を受ける義務がなくなると、監査役を置く必要もなくなります。

##### ③決算公告義務がなくなります。

全ての株式会社は決算公告義務がありますが(多くの中小企業は決算公告していませんが、厳密には、会社法違反で、罰金が課される可能性があります。)合同会社には決算公告義務がないので、公告費用が節約できますし、収益状況も出資者だけの秘密にすることも可能です。

燃料油脂新聞に出ている「業務の効率化」は、①監査報酬の節減②監査役の不設置を指しているものと考えます。

(③は金額が少額ですので、経費面では無視可能です。)

##### ④株主(出資者)への利益分配は出資割合とは別に自由に決められる。

株式会社では、株式の所有割合に応じた利益の分配が義務付けられます。(優先配当株式等も存在し、配当しない株式等も可能ですが、同じ株式に対しては同じ配当です。株式平等の原則といいます。)

しかしながら、合同会社では、出資者全員の合意で、出資割合とは関係なく利益の分配割合を決めることができます。

例えば、99%の出資者と1%の出資者の利益配当を50%50%にするということも可能になります。

ある特定のノウハウを有する人に対して、少額の出資で多額の配当をする場合等に使われます。

理論的には、1円の出資で、全額の配当を受けることも可能です。

#### <デメリット>

①認知度が低い：東燃化学であれば、認知度の問題はありません。

②議決は、出資者の全員合意が必要：出資は東燃ゼネラルだけですので、デメリットになりません。

等ありますが、東燃化学の合同会社化には、デメリットはほとんど存在しないと言っていると思います。

<東燃化学が出資している合同会社>

なお、東燃化学の子会社には、以下の2社が既に合同会社として存在します。(HPでの判明分に限りです。)

(1) 東燃化学那須合同会社：資本金3億円

この会社は株式会社として設立され、平成21年10月1日に合同会社に組織変更されています。

(2) 東燃機能膜合同会社：資本金3億1百万円

平成21年東燃化学と東燃化学那須合同会社の合併企業をして、当初から合同会社として設立されています。

平成22年1月に東レが(おそらく)2億円を出資して、合併に加わっています。

上記の2社は、そもそも資本金等が基準以下で、会社法監査の対象会社ではないと推定され、メリット①、②は理由ではないと思います。(③は金額的な重要性はない。)メリット④「利益配当の自由設定」の目的(現在及び将来の可能性も含めて)+③の「決算公告を公表しなくてよい」であろうと推察されます。

特に東レ東燃機能膜合同会社は、東燃グループが1億100万円、東レが2億円出資している可能性が高いのですが、利益配当はこれとは関係なく、設定することが出来ますし、収益状況も公開する義務もありません。(公開は任意です。)

(どのように利益配分されるかは、現状では不明です。今後、可能な範囲で調査したいと思います。)

## 第2部 SS経営のちょっと一言①

最近のSS経営者の中には、「PB化」や「業転買」が、SS経営改善の万能薬のように思われている方も居ます。確かに、PB化や業転買は、短期的には、収益の大幅な改善が見込めます。しかしながら、万能薬ではありませんし、麻薬の側面が強く、その効果の持続性を長期に期待するべきではないと思います。

SS経営、会社経営は、「短期的」に考えるべきではなく、中・長期的に、超長期的に考える必要があります。

### <赤字の会社：経営再建を優先すべき>

赤字の会社の赤字は、「高い仕切り」が原因であり、「元売りが悪い」「商社が悪い」と考えに行き着きがちです。

本当にそうでしょうか？「高い仕切り」が赤字の大きな原因の一つだと思いますが、もっと重要な原因が経営者自身、会社自体に存在しないかを考えるべきです。経営改善、経営再建が不十分な会社は、「赤字の原因が他に存在する」可能性が強く、業転買や、PB化をしても、その効果は短期的に終了してしまい、更に即効性の強い薬を必要とするケースが多くなりますし、経営改善、経営再建が困難になる場合あるのではと考えます。

一方、経営改善、再建での収益改善は、継続的な取組は必須ですが「中・長期的に継続する」傾向にあります。「切り札（ジョーカー）」は持っていて、いつでも使える状態で、実際には使わないことが一番効果的なのです。

ご自身や、後継者、従業員のためには、中・長期的な経営改善・再建を優先しなければなりません。

「やれるだけの経営改善はやった」とお思いの経営者も多いと思いますが、私からすると、「十分ではない」という会社も多いと感じています。

経営改善・経営再建には、「経営者が生まれ変わった気持ち」で、経営改善に取り組むと、非常に効果的です。

### <法人・個人の資産が多い会社：事業承継対策を>

SSを経営している会社は、土地・不動産を中心として、多くの法人・個人資産を保有している会社・経営者が多いです。

赤字の会社は、上述の経営再建を優先すると共に、事業や財産を将来に繋げるために、事業承継対策を実施する必要があります。

現状で、黒字の会社は、黒字の維持・拡大と、事業承継対策を実施する必要があります。

会社法の改正や、相続税法の改正で、他の先進国並みの事業承継対策が可能になってます。

第3回のメルマガにご期待下さい。

なお、本メルマガは、公認会計士中澤省一郎のセミナー等に参加したことがある方や、名刺交換をした方を中心として配信しております。

本メルマガ配信をご希望のご友人等がいる場合には、

下記HP

<http://nakazawa-cpa.net/>

のトップページからお申し込み頂けます。

ご本人のお名前とメールアドレスをご記入の上「参加」ボタンを押してください。

本メルマガの配信をご希望でない方は

<http://nakazawa-cpa.net/>

のトップページから

お名前とメールアドレスをご記入の上「退会」ボタンを押してください。

お願い：可能な限り、メールアドレスの登録をお願いします。

FAX 03-5546-2855

メール [nakazawa-cpa@eco.ocn.ne.jp](mailto:nakazawa-cpa@eco.ocn.ne.jp)

なお、次回以降の配信を希望されない方も上記FAX、メールアドレスにその旨をご連絡下さい。

公認会計士・税理士 中澤省一郎